

定額減税（源泉所得税関係）説明会のご案内

令和5年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。大綱においては、令和6年分の所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）を実施することとされており、今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、令和6年6月から定額減税が実施されることとなります。

そのため、源泉徴収義務者の方を対象とした説明会を、下記の日程で開催致します。

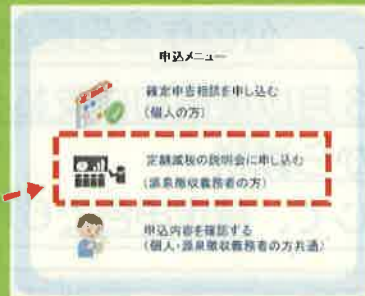
〔説明会の日程〕

日 時	開催場所	定員	説明内容
令和6年 4月 5日(金) 14:00 ~ 16:00	吉野税務署 (2F 大会議室) 吉野町丹治 200 番 1	15名 (要予約)	<ul style="list-style-type: none"> ●制度解説用動画の上映（約30分） <ul style="list-style-type: none"> ・定額減税制度の概要 ・具体的な事務手続の説明 ●質疑応答 ※途中退席していただいても構いません。
令和6年 4月 12日(金) 14:00 ~ 16:00			
令和6年 4月 19日(金) 14:00 ~ 16:00			
令和6年 4月 26日(金) 14:00 ~ 16:00			
令和6年 5月 10日(金) 14:00 ~ 16:00			
令和6年 5月 17日(金) 14:00 ~ 16:00			
令和6年 5月 24日(金) 14:00 ~ 16:00			
令和6年 5月 31日(金) 14:00 ~ 16:00			

〔申込・お問合せ先〕 **※令和6年3月1日より予約開始**

参加を希望される方は、以下の方法により事前にご予約ください。

★ 国税庁公式LINEアカウント



友達追加はこちら！



- 吉野税務署 法人課税部門 ☎0746-32-3385（代表）
※ 自動音声が出たら、音声案内に従って、『2』番を選択してください。

定額減税 特設サイト
所得税の定額減税に関する最新の情報はこちら

〔その他参考情報〕

- 右のコードから「定額減税特設サイト」へ入ることができます。
各種パンフレットやQ&Aを掲載しておりますので、是非ご確認ください。



吉野税務署



公益社団法人
吉野納税協会

ご存じですか？

「定額減税特設サイト」は、
こちらからアクセス



令和6年分所得税

定額減税

「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立・施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

定額減税の制度に関する情報については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。

制度の概要

令和6年分所得税の納税者である居住者を対象（注：合計所得金額が1,805万円以下の方のみ）として、次の①及び②の金額の合計額を、令和6年分所得税額から控除

① 所得者本人…3万円

② 同一生計配偶者及び扶養親族（※）…1人につき3万円

※ 所得者と生計を一にする配偶者及び親族等で合計所得金額が48万円以下の居住者

定額減税の実施方法

給与所得者に対する実施

- 令和6年6月以後最初に支払う給与・賞与に係る源泉徴収税額から減税
- 年末調整で、給与・賞与における減税額を踏まえた精算

公的年金受給者に対する実施

- 令和6年6月以後最初に支払う公的年金（老齢年金）に係る源泉徴収税額から減税
- 必要に応じて、確定申告で6月以降の減税額を踏まえた精算

不動産所得・事業所得者等に対する実施

- 原則として、確定申告で減税
- 予定納税対象者については、予定納税の通知の機会に減税

このリーフレットは、令和6年1月31日現在の情報に基づき、大阪国税局が作成しました。